

国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託仕様書

この仕様書は、国保中央病院組合管理者（以下「委託者」という。）が発注する感染性廃棄物等収集運搬処理業務を受託する者が（以下「受託者」という。）が行う業務の概要を示すものです。受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和8年4月。環境省環境再生・資源循環局）等を遵守し、大気汚染防止法を含む関連する諸法令にしたがって適正かつ誠実に処理を行うとともに、業務の安全に十分配慮するものとする。

1 業務名

国保中央病院感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託

2 履行場所

- (1) 国保中央病院構内（奈良県磯城郡田原本町宮古404-1）
- (2) 中間処理業務受託者の処理施設および提携する最終処分地

3 契約期間及び業務履行期間

令和8年8月1日～令和9年7月31日（最終処理地への搬入まで）

4 業務内容

(1) 業務内容

① 容器の納入

受託者は、国保中央病院から排出される感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち、感染性医療廃棄物をいう。以下「廃棄物」という。）を処理する段ボール容器、プラスチック容器を納入する。容器は、委託者が買い取るものとする。

② 特別管理産業廃棄物（感染性）及び非感染性廃棄物（産業廃棄物）の収集・運搬業務

受託者は、国保中央病院職員の立会のもと、国保中央病院の廃棄物集積場（以下「集積場」という。）に集積された特別管理産業廃棄物（感染性）及び産業廃棄物の個数及び重量を確認したうえで、廃棄物専用容器を運搬車に積み込み、中間処理場へ運搬するものとする。

積み込み、運搬に際しては、廃棄物専用容器を汚損又は破損しないように丁寧に扱うものとする。

③ 特別管理産業廃棄物（感染性）及び非感染性廃棄物（産業廃棄物）の中間処理及び最終処分業務

受託者は、国保中央病院から排出される廃棄物を専用容器に梱包された状態のまま中間処理場へ直接運搬し、廃棄物処理法及び地方公共団体の定める条例並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等を遵守し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）を含む関連する諸法令にしたがって適正に処理を行うものとし、その後の残渣物については、中間処理業者の責任において適正に処理を行うこと。

中間処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、中間処理施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

5 作業日及び作業時間

作業日は、原則として週1日以上（日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日（以下「休日」という）を除く。）とし、原則として搬出日に集積場の廃棄物をすべて搬出すること。また、休日が連続する場合や、多数の廃棄物の集積が見込まれるときは、作業日の追加・変更を指示する場合がある。

作業時間は、他の業務との調整が必要なため、午前9時～午後4時の間で、協議のうえ委託者の指定する時間帯とすること。

6 廃棄物の種類

- (1) 血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）、血液製剤
- (2) 病理廃棄物
- (3) 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- (4) 実験、検査等に使用した培地、試験管、シャーレ等
- (5) 血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、廃プラスチック類、ゴム手袋等
- (6) 汚染物が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、廃プラスチック類、ゴム手袋等

7 廃棄物蓋付専用容器の仕様等

- (1) 廃棄物蓋付専用容器は、足ふみ式スタンドを用いて使用しているため、受託者が納品する容器は、国保中央病院で現に使用している足ふみ式スタンドに適合し、正常に使用することができるものであること。

なお、廃棄物蓋付専用容器の材質及び寸法については以下のとおり。

- ① 80リットル 段ボール容器 (幅455mm×奥行403mm×高さ458mm)
- ② 50リットル プラスチック容器 (幅488mm×奥行327mm×高さ435mm)
- ③ 20リットル プラスチック容器 (幅360mm×奥行238mm×高さ367mm)

(2) 足ふみ式スタンドの設置台数

足ふみ式スタンドの設置台数は、以下のとおり。

- ① 80リットル 段ボール容器用 : 18台
- ② 50リットル プラスチック容器用 : 46台
- ③ 20リットル プラスチック容器用 : 19台

(3) 廃棄物蓋付専用容器についての注意事項

- ① 段ボール容器には容器と一体となった取っ手 (ひも状でないもの) があること。
- ② 段ボール容器の内側にビニール袋を掛け使用するためビニール袋も同数納品すること。
ビニール袋の色・材質・厚さの指定はないが、中身の液漏れなどしないものとする。
- ③ 段ボール容器の底抜けを考慮し、底板段ボールも同数納品すること。
- ④ 段ボール容器は、折りたたみ式で簡易に組み立てられ、底面のテープ貼りを必要としないものとする。
- ⑤ 容器の外部には「バイオハザードマーク」および「感染性医療廃棄物」の文字を掲出すること。
- ⑥ 受託者は、毎週1回以上容器を必要数保管室に納品すること。

8 予定数量等

(1) 予定数量 (令和7年度実績)

廃棄物の1年間予定数量は、以下のとおり。

- ① 80リットル 段ボール容器 2, 170箱 (173, 600^個程度)
- ② 50リットル プラスチック容器 1, 640個 (82, 000^個程度)
- ③ 20リットル プラスチック容器 150個 (3, 000^個程度)
- ④ 非感染性廃棄物 (廃プラスチック類) 780kg

なお、年間予定数量及び内訳は見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。

また、上記数量には、委託者が保有する容器が含まれる場合がある。

(特に契約開始当初は、前契約業者が納入し病院内に在庫として所持している容器が残存している場合があるので、注意すること。)

9 業務責任者の届出

作業管理及び国保中央病院との連絡調整を円滑に行うため、受託者は業務責任者を選任し

届け出ること。また、これを変更したときも同様の取扱いとする。

1 0 マニフェストの取り扱い

- (1) 業務の実施にあたっては、特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により処理（「4業務内容」の「②特別管理産業廃棄物（感染性）及び非感染性廃棄物（産業廃棄物）の収集・運搬業務」及び「③特別管理産業廃棄物（感染性）及び非感染性廃棄物（産業廃棄物）の中間処理及び最終処分業務」）を確認するものであるから、それぞれの処理の終了後、廃棄物処理法に基づき、速やかに委託者へ回付すること。また、その運用については電子マニフェストを用いること。
- (2) 電子マニフェストの新規登録は委託者が行い、受託者（収集運搬業者）は収集日に受渡確認表の「運搬量」「運搬担当者」、「運搬終了日」を記載し、「備考」に容器別の収集数量を記載した上で委託者へ提出すること。
- (3) 処理状況の確認のために、当院から処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。また、処理状況に関する情報の提供を求められた際には、速やかに書面またはデータにより開示すること。
- (4) 受託者による電子マニフェストの使用に係る費用は、受託者が負担するものとする。

1 1 従事者の教育

当該業務を行う従事者については、必要な知識及び技能を身につけさせるため、適宜研修等を実施し、業務の安全な遂行に努めること。

1 2 運搬車の仕様及び注意事項

- (1) 運搬車は、感染性廃棄物専用車両を使用すること。
- (2) 緊急時の連絡手段が確保されているものであること。
- (3) 前記と同一構造であり、同一の用途に供している予備車両を保有していること。
- (4) 漏出事故等に備え、次亜塩酸ナトリウム1%溶液と同等以上の消毒剤及び消火器を装備すること。
- (5) 車両等は常に清潔を保ち、頻繁に消毒及び洗浄を行うこと。

1 3 非常時の対応

受託者は、非常時に備え、その対応を具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、従事者への徹底を図るものとする。

地震、風水害、火災等の災害が発生した場合、受託者は委託者からの要請に基づき、速

やかに廃棄物専用容器の納入及び廃棄物の収集運搬を行うものとする。

1 4 完了報告

受託者は、月毎の業務終了後、容器種別、廃棄物種別ごとの数量を記した業務完了報告書（様式任意）を作成し、委託者に提出すること。

1 5 請負代金の支払

受託者は、1ヶ月分の請求額をとりまとめ、速やかに委託者へ請求するものとし、委託者は、処分の完了を確認後、収集運搬業者及び中間処理業者若しくは収集運搬業者又は中間処理業者が他方の提携業者から請求等の業務を委託された者からの適法な請求書により、受領後30日以内に支払うものとする。

1 6 資材等の提供

この業務の遂行に必要な資材等については、全て受託者の負担とする。ただし、感染性廃棄物进行处理する段ボール容器、プラスチック容器については、本仕様書「4 業務内容（1）業務内容①容器の納入」のとおり、委託者が買い取るものとする。

1 7 その他

- (1) 受託者は、当該業務を行う従事者に対し、名札を着用させるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 本入札は、単価契約で実施します。容器費、収集運搬費、中間処理費、納入費用等仕様書の内容を考慮し、それぞれの単価を記入してください。